

※本基本協定書（案）は、SPC（特別目的会社）の設立を前提としており、SPC を設立しない場合には第 3 条を削除するほか、必要な個所の修正を行う。

基本協定書

区部ユース・プラザ運営等事業（以下「本件事業」という。）に関して、東京都（以下「都」という。）と（以下「落札者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第 1 条 本基本協定は、 が本件事業の落札者であることを確認し、落札者が設立する本件事業の遂行者（以下「SPC」という。）と都で本件事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、必要な事項を定めるものである。

（努力義務）

第 2 条 都及び落札者は、都とSPCが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、事業契約締結に至るよう最善の努力をする。
2 落札者は、事業契約締結のための協議にあたっては、本件事業の入札手続に係る審査委員会及び都の要望事項をできる限り尊重する。

（SPCの設立）

第 3 条 落札者は、本基本協定締結後速やかに、区部ユース・プラザ運営等事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）に従って次の各号の条件を満たすSPCを設立し、その商業登記簿謄本を都に提出する。
(1) 会社法上の株式会社であること。
(2) 定款に、会社法第 107 条第 2 項第 1 号イに基づく株式の譲渡制限に関する定めを置き、同号ロに定める事項及び同法第 140 条第 5 項ただし書に定める事項に関する定めを置かないこと。

（事業契約）

第 4 条 都とSPCは、令和 6 年 月 日までに、事業契約を締結するものとする。ただし、構成企業等（入札説明書において定義される。）のいずれかが入札説明書に定める参加資格要件を失うこととなった場合には、都は事業契約を締結しないことができる。

（事業契約不調の場合の処理）

第 5 条 事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合は、すでに都及び落札者が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（出資者保証書）

第 6 条 落札者は、事業契約の締結と同時に、別紙の様式による出資者保証書を構成企業に作成させてこれを都に提出しなければならない。

（秘密保持）

第 7 条 都及び落札者は本基本協定に関する事項（公表されたものを除く。）につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと及び本基本協定の目

的以外に使用しないことを確認する。ただし、都が条例等に基づき開示する場合は、この限りでない。

以上を証するため、本基本協定を2通作成し、都及び落札者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年 月 日

東京都
[東京都知事]

[落札者]

令和6年 月 日

東京都知事 様

出 資 者 保 証 書

東京都及び[S P Cの名称]（以下「事業者」という。）間で本日付で契約が締結された区部ユース・プラザ運営等事業 事業契約書（以下「事業契約」という。）に関して、出資者である[]（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、都に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる語句は事業契約において定義された意味を有するものとします。

[住所]
[会社名]
[代表者]

記

1. 事業者が、令和 年 月 日に、会社法上の株式会社として、適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日時点における発行済株式総数は 株であり、そのうち[]株を[]が、[]を[]が・・・保有していること。
3. 事業者が本件事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する事業者の株式を金融機関等に対して譲渡し、又は同株式上に担保権を設定する場合、事前にその旨を都に対して書面により通知しその承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに都に対して提出すること。
4. 前項に規定する場合を除き、当社は、事業契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、都の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
5. 出資者は、事業者を、事業契約終了の日から540日が経過する日まで解散しないこと。ただし、都が事業者の解散について承諾した場合はこの限りでない。

以 上